

男女の人権が尊重される社会の実現を目指して

札幌市男女共同参画推進条例のあらまし



札幌市

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。

条例を制定した理由

札幌市では、これまで女性の自立と地位向上を図り、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきました。しかし、社会全体では、まだ性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく制度・慣行などが依然として残っています。そのため、市・市民・事業者の皆さんが、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を制定しました。



男女共同参画を推進するための基本理念(第3条)

基本理念は、市、市民及び事業者が男女共同参画を推進していく上で基本となる考え方で、次の5つがあります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、個人の能力を発揮できる機会を確保すること。

社会における制度及び慣行についての配慮

固定的役割分担意識にとらわれず、社会において男女が制度や慣行によって差別されないようにすること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の立案や決定に参画する機会を確保すること。

家庭生活での活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受けながら、家庭生活での活動と他の活動を行うことができるようにすること。

性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思や、妊娠、出産など女性の性と生殖に関する事からについて、生涯にわたり尊重すること。

市・市民・事業者の責務(第4条—第6条)

条例では、基本理念に基づいて、市、市民、事業者に次に掲げる責務を定めています。

【市の責務】

- 積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定し、それを実施します。

【市民の責務】

- 家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野で、男女共同参画の推進に寄与するよう努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めましょう。

【事業者の責務】

- 積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する取組を行うよう努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めましょう。

積極的改善措置とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に提供することをいいます。

例えば、市における審議会委員の女性登用を計画的に進めていくことなどがあります。



性別による権利侵害の禁止(第7条)

何人も、家庭や職場、地域などのあらゆる分野で、次に示す性別による権利侵害を行ってはならないことを定めています。

直接、間接を問わず、
性別を理由とする
差別的取扱い

セクシュアル・
ハラスメント

配偶者等への身体的・
精神的な苦痛を与える
暴力的行為など

男女共同参画の推進に関する主な基本的施策など(第8条—第20条)

市が男女共同参画を推進するために、次のとおり基本的な施策などを定めています。

●男女共同参画計画の策定

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画審議会などに意見を聴き基本的な計画を策定します。

●年次報告、施策の策定に当たっての配慮、調査研究等

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。また、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するとともに、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。

●広報及び啓発

情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう広報や啓発活動を行います。



●教育及び学習の振興

市立学校等では、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じます。また、学校や民間の団体、事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めます。

●市民等に対する支援等

市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援、連携するため、必要な措置を講ずるよう努め、市民等が行う男女共同参画の推進に関する総合的な拠点施設を設置します。

●雇用の分野における男女共同参画の推進

事業者に対し、雇用の分野で男女共同参画が推進されるように、情報提供などの必要な支援に努めます。また、事業者に対して、男女共同参画の実態を把握するための調査に協力を求めます。

●苦情等の申出

男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情などがあるときは、市長に申し出ることができます。また、市長は、申し出を受け、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めます。

●札幌市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項や施策の実施状況について審議などを行う札幌市男女共同参画審議会を設置します。